

貨物等省令第2条第2項第七号（弁及びその部分品）改正案

現行貨物等省令第2条第2項第7項（弁及びその部分品）イ及びロともに該当しない弁の部分品までも規制対象となっているので、AGテキストに基づいた改正提案をするもの。

AG CCL (September 2014)		第2条第2項第七号（弁及びその部分品）		同左改定案	
6	Valves		弁又はその部分品であって、次のいずれかに該当するもの		弁又はその部分品であって、次のいずれかに該当するもの
a	Valves, having both of the following: (3/8"), and i. A nominal size greater than 1.0 cm ii. All surfaces that come in direct contact with the chemical(s) being produced, processed, or contained are made from the materials of construction in Technical Note 1 of this entry	イ	呼び径が10A超の弁又はその部分品として設計されたケーシング若しくはケーシングライナーであって、内容物と接触する全ての部分が次のいずれかに該当する材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの	イ	呼び径が10A超の弁であって、内容物と接触する全ての部分が次のいずれかに該当する材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの
b	Valves, not already identified in paragraph 6.a., having all of the following: i. A nominal size equal to or greater than 2.54 cm (1") and equal to or less than 10.16 cm (4") ii. Casings (valve bodies) or preformed casing liners, iii. A closure element designed to be interchangeable, and iv. All surfaces of the casing (valve body) or preformed case liner that come in direct contact with the chemical(s) being produced, processed, or contained are made from the materials of construction in Technical Note 1 of this entry	(一) (二)~ (九)	ニッケル又はニッケルの含有量が全重量の40パーセントを超える合金 (省略)	(一) (二)~ (九)	ニッケル又はニッケルの含有量が全重量の40パーセントを超える合金 (省略)
c	Components, as follows: i. Casings (valve bodies) designed for valves in paragraphs 6.a. or 6.b., in which all surfaces that come in direct contact with the chemical(s) being produced, processed, or contained are made from the materials of construction in Technical Note 1 of this entry; ii. Preformed casing liners designed for valves in paragraphs 6.a. or 6.b., in which all surfaces that come in direct contact with the chemical(s) being produced, processed, or contained are made from the materials of construction in Technical Note 1 of this entry. Technical Note 1. Materials of construction for valves are any of the following: (a) nickel or alloys with more than 40% nickel by weight; (b) ~ (i) -----	ロ (一) (二)	呼び径が25A以上100A以下の弁であって、次の全てに該当するもの（イに該当するものを除く。） (一) 閉止部分以外のケーシング又はケーシングライナーのうち、内容物と接触する全ての部分がイ（一）から（九）までで定めたいずれかの材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの (二) 閉止部分が交換可能なように設計されたもの	ロ (一) (二) ハ (一) (二)	呼び径が25A以上100A以下の弁であって、次の全てに該当するものを除く。） (一) 閉止部分以外のケーシング又はケーシングライナーのうち、内容物と接触する全ての部分がイ（一）から（九）までで定めたいずれかの材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの (二) 閉止部分が交換可能なように設計されたもの 弁の部分品であって、次のいずれかに該当するもの (一) ケーシングであって、イ又はロの部分品として設計されたもののうち、内容物と接触する全ての部分がイ（一）から（九）までで定めたいずれかの材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの (二) ケーシングライナーであって、イ又はロの部分品として設計されたもののうち、内容物と接触する全ての部分がイ（一）から（九）までで定めたいずれかの材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの